

## ■ 自治基本条例進捗状況調査（追加照会） 報告シート

章	該当する条文	市民自治推進委員からの意見、追加確認事項	回答
2	<p>(情報共有及び公開)</p> <p>第4条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。</p> <p>2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。</p>	<p>・ (デジタル推進課)</p> <p>主な取り組みや成果について記載できるものがあるのではないのでしょうか。</p>	<p>・ 市の保有する行政情報を誰でも活用できる形で公開する「生駒市オープンデータポータルサイト」を平成29年3月に開設しました。公開している行政情報のグループは統計、観光・文化、子育て・教育等多岐に渡り、令和6年1月16日時点で、386件のデータを公開しています。</p> <p>・ オープンデータの市民に向けた周知と利用促進を図る取組みとして、オープンデータの定義やオープンデータが何に使えるのかを分かりやすく表現したマンガ「マンガでわかるオープンデータ」の公開、オープンデータ利用促進イベントを開催した。</p> <p>オープンデータ利用促進イベント</p> <p>R2: 「いこまの写真 de ぶら散歩 -スマホでジモト再発見!」 身近な生駒の写真撮影して集めるスマートフォン限定イベント</p> <p>R3: 「いこまの写真deアプリ開発」 いこまの写真データとパソコンを使って、スマートフォンで使えるWEBアプリを開発する (デジタル推進課)</p>
2	<p>(人権の尊重)</p> <p>第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人一人の人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。</p>	<p>・ 教育指導課の取組として「いじめ対策」しか掲載されていませんが、条例の趣旨には「個性や能力の発揮」も重要な要素としてうたわれています。これらの取組はなにかないのでしょうか？(市民(NPO等)との連携も含めて)</p> <p>・ 上記のいじめ対策も大切な課題ですが、新たないじめの形態として、ネット上でのトラブル(加害者にも被害者にもなりうる)防止の研修などはなにか行っておられますか？</p>	<p>○生駒市学校教育の目標(具体的な取組)の作成</p> <p>小中学校における人権尊重の精神を重視した道徳教育の取組や情報社会で適切な理解に基づき情報活用能力を身に付け、安全やルールについて自ら主体的に考え活用できる力を育成する取組の推進。</p> <p>※このような形で人権についての取組を記載していただくことは可能かと思えます。 (教育総務課)</p>
3	<p>(まちづくり参画の権利)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。</p>	<p>・ (デジタル推進課)</p> <p>主な取り組みや成果について記載できるものがあるのではないのでしょうか。</p>	<p>・ 市の保有する行政情報を誰でも活用できる形で公開する「生駒市オープンデータポータルサイト」を平成29年3月に開設しました。公開している行政情報のグループは統計、観光・文化、子育て・教育等多岐に渡り、令和6年1月16日時点で、386件のデータを公開しています。</p> <p>・ オープンデータの市民に向けた周知と利用促進を図る取組みとして、オープンデータの定義やオープンデータが何に使えるのかを分かりやすく表現したマンガ「マンガでわかるオープンデータ」の公開、オープンデータ利用促進イベントを開催した。</p> <p>オープンデータ利用促進イベント</p> <p>R2: 「いこまの写真 de ぶら散歩 -スマホでジモト再発見!」 身近な生駒の写真撮影して集めるスマートフォン限定イベント</p> <p>R3: 「いこまの写真deアプリ開発」 いこまの写真データとパソコンを使って、スマートフォンで使えるWEBアプリを開発する (デジタル推進課)</p>

■ 自治基本条例進捗状況調査（追加照会） 報告シート

章	該当する条文	市民自治推進委員からの意見、追加確認事項	回答
3	<p>(18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)</p> <p>第8条 18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p>	<p>・記載されている取組は選挙の投票率向上に特化しているように思います。そもそもまちの課題を理解し、まちづくりの主体であるという意識がないと、投票にはいきません。条文には「それぞれの年齢に応じて」とありますが、それぞれの年齢に応じた、まちづくりに関する学びは、どのように行われているのでしょうか？</p> <p>・まちづくりは選挙や政治に関わること以外にも多様にあります。これら以外の参画に関する取り組みはないのでしょうか？また、取り組みに関する課題等の検証はなされているのでしょうか。</p> <p>・子どもの頃からまちづくりに関心を持ち、参画するための環境整備の1つとして、出前授業は全小中学校で実施すべき。 →今後の「私たちの暮らしと政治」を題材とした出前授業の展開予定をご記載ください。</p>	<p>○学習指導要領に基づいた地域社会学習 小学校の生活科、社会科の町探検や公共施設等の見学を通じて地域理解を深め、地域への愛着心を育てる。中学校社会科では選挙出前授業など公民分野の学習を通して、地域社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎の育成を図っている。(教育指導課)</p> <p>○学生や子どもをターゲットにした事業の実施 長期休みや土日祝日を利用して、小学生から大学生を対象にボランティア活動に参加する機会を創出することで、地域の課題を知る機会を創出した。</p> <p>【R3】・ボランティアはじめの一步-小学生の挑戦！(参加者：4名)</p> <p>【R4】・親子で挑戦！～ボランティアはじめの一步(参加者：9家族21名) ・学生向けボランティアはじめの一步(参加者：13名)</p> <p>【R5】・学生ボランティア入門#ガクチカ#はじめてのボランティア(参加者：2名) ・夏休みにボランティア「ドネーション」って何？(参加者：5名) ・学生ボランティア入門#準備不要#はじめてのボランティア(参加者：11名) ・BASE生駒「ららポートパーク(ららパー)」(参加者：31名) (市民活動推進センター)</p> <p>○・地域における青少年リーダーの育成を目的として、小学校高学年を対象としたリーダー研修会の開催や中高生を対象としたあすなる会の活動支援の取組を進めており、その中で、生駒の棚田を訪問して里山ボランティアの活動を学ぶなど地域資源を活用した学びのプログラムも実施している。 ・学びの場「ischool(アイスクール)」では、社会科見学として親子で公共施設の見学や、講座の中で地域活動の情報や体験等を取り入れ、まちづくりを多方面で知る機会としている。 ・「だれでも先生、だれでも生徒」を合言葉としたまちの学校「IKOMAサマーセミナー」では、「歴史」や「環境」「防災」などまちづくりに関する内容を学べるほか、子ども自身が「先生」となって自分の「得意」を活かした講座を行うことで、まちで活躍する機会となっている。(生涯学習課)</p> <p>担当課は教育指導課ではなく、教育総務課でした。教育総務課で各課の出前授業を取りまとめて学校に紹介しています。なお、令和5年度の出前授業項目について確認しましたが、「私たちの暮らしと政治」については、記載がありませんでした。(教育指導課(担当課は教育総務課))</p>
3	<p>(まちづくり参画における市民の責務)</p> <p>第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。 2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。</p>	<p>・市民による情報発信として「いこまち宣伝部」はユニークな取組だと思いますが、記載がないですね。 →「いこまち宣伝部」の取組みについてご回答願います。</p>	<p>「いこまち宣伝部」は、市公式SNS「グッドサイクルいこま」を通じて生駒の人やコト・風景などの魅力を発信する活動。OM SYSTEM (OLYMPUS)と連携し、デジタル一眼カメラの貸与が受けられることも魅力の一つ。2015年からスタートし、現在9期生13人が活動している。 ※いこまち宣伝部の取組は、第7条の「参画と協働の事業」として報告しており、そこに市主催事業の件数がとりまとめて記載されているため、記載していない。(広報広聴課)</p>
8	<p>(近隣自治体との連携)</p> <p>第51条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>・関西広域連合に奈良県が全面加入したことで、生駒市になにか影響はありますか？例えば今回の能登地震の対口支援には参加していますか？</p> <p>・海洋ごみについて対策には河川からの流出抑制が必要とされています。大阪湾に流入する海ごみについて、生駒市の取り組みがあれば教えてください。また流域間の連携は行われていますか？それに市民が関わる事例はありますか？</p>	<p>防災については、元々一部加入の分野に含まれており、従来から対口支援は行っております。具体的には、カウンターパート先(対口支援先)となった1つの市町村への職員応援派遣や物資支援等を実施します。応援派遣業務の内容としては、避難所の運営支援、住家の被害認定調査、罹災証明書の発行等となります。今回の能登半島地震においても、奈良県のカウンターパート先となった穴水町へ対して、本市でも様々な支援を行っています。(防災安全課)</p> <p>大和川水系流域市町村及び奈良県・大阪府と同日開催で、周辺住民や企業・団体と協働で竜田川・富雄川の河川周辺の清掃活動を行っています。(環境保全課)</p>
8	<p>(広域連携)</p> <p>第52条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p>	<p>・生駒山を挟む近隣自治体との連携は商工観光の視点からも重要と考える。 →該当の取組みがあれば回答願います。</p> <p>・(広域連携)の条文に「市民参画を勧めながら」とありますが、取り組み事例全般において市民の関わり方がわかりにくいです。 例えば、災害時の廃棄物広域処理にどのように市民参画の場面があるのでしょうか？</p>	<p>観光分野では令和3年度から、生駒市、生駒市観光協会、東大阪市、東大阪市観光協会、一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構で生駒山ブランド推進協議会を設立し、パンフレット作成などの生駒山の観光振興事業を行っている。また大阪府が事務局となり、12自治体で生駒山系広域利用促進協議会を運営しており、毎年ハイキングイベントやホームページで生駒山でのイベントを紹介している。(商工観光課(観光振興室))</p> <p>例示いただいた災害時の廃棄物広域処理において、具体的にどのような市民参画が出来るかの議論にまでいたっておりません。(環境保全課)</p>